

使用開始日 2013.01.04

りそな・好配当日本株ファンド2 (限定追加型／繰上償還条項付)

追加型投信／国内／株式

愛称 **円の下のチカラもち2**

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・好配当日本株ファンド2（限定追加型／繰上償還条項付）の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年12月19日に関東財務局長に提出しており、平成25年1月4日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれてますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型投信	国内	株式	株式 一般	年12回(毎月)	日本

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2012年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆3,168億円(2012年10月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

この投資信託は、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

● ファンドの特色

1 日本の相対的に利回りが高い株式へ投資することで、安定した配当収益の獲得を目指します。毎月決算を行い、配当等収益を中心に分配を目指します。^{※1}

- 銘柄選択にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、業績の安定性や財務健全性等の指標を勘案して厳選します。

※1 原則として第4期決算日(平成25年5月10日)より収益分配を行う予定です。

2 分配金込み基準価額^{※2}(基準価額(1万口当たり)に、設定来の分配金(1万口当たり／税引前)の累計額を加算した額をいいます)が、11,500円以上となった場合は、速やかに安定運用に移行した後、繰上償還します。

- 繰上償還することで、株式市場上昇時には一定の値上がり益の確保を目指します。
- 繰上償還の場合は、値上がり益は限定的となります。
- 上記11,500円は安定運用に切り替えるための価額水準です。**基準価額および償還価額が11,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。**
- 流動性等により、保有銘柄の売却が速やかに行えない場合等があるため、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。
- 分配金込み基準価額が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。
- 信託期間中に分配金込み基準価額が11,500円以上とならず繰上償還しない場合は、満期償還日の基準価額で償還となります。その場合、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

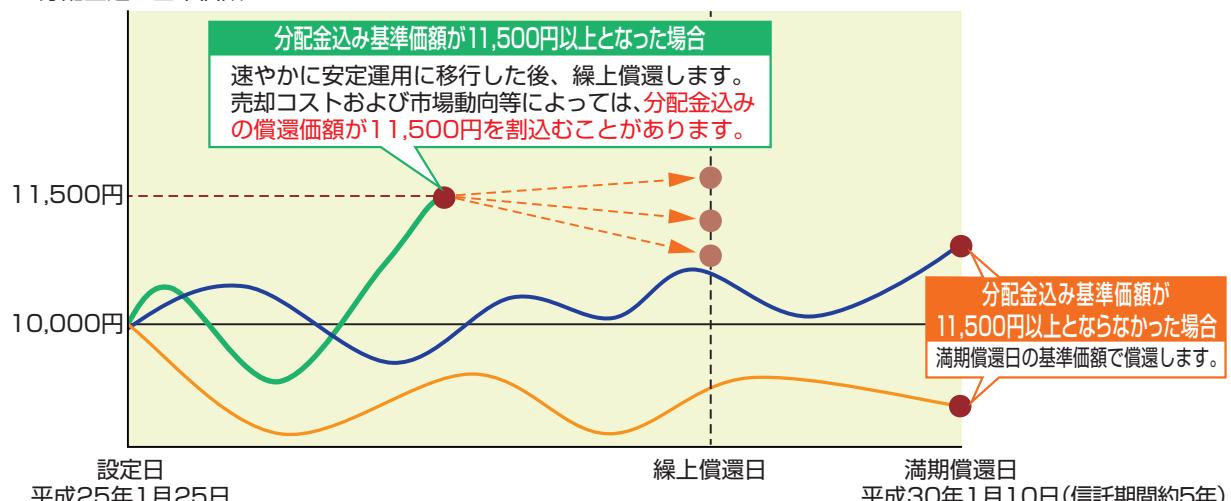
※2 1万口当たり。以下同じ。

3 銘柄選択に関して株式会社りそな銀行から投資助言を受けます。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、ファンドの銘柄選択に関して投資助言を行います。なお、投資助言を行うにあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用しません。

【イメージ図】
分配金込み基準価額

償還ルール

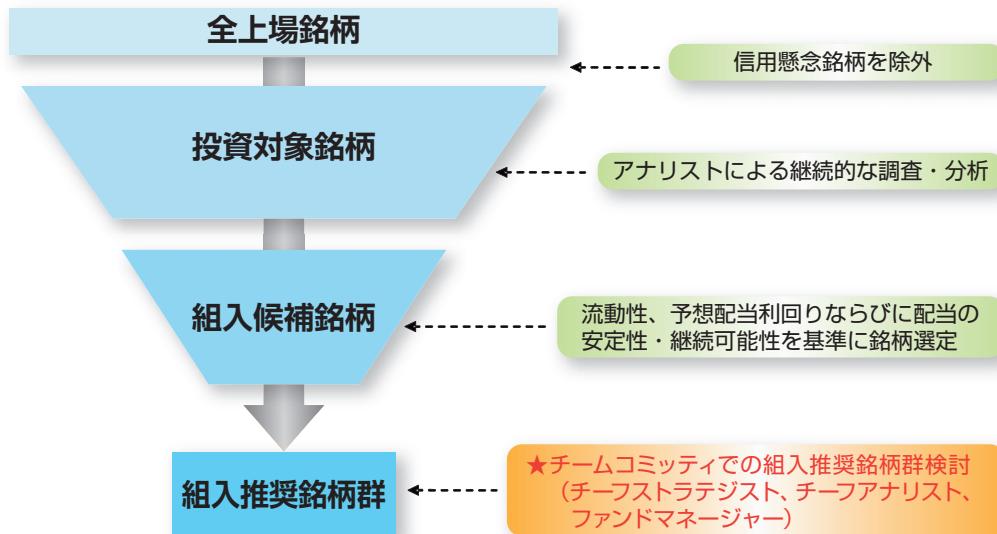


上図はファンドの償還についてのイメージ図であり、実際のファンドの値動きとは異なります。
ファンドの将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 運用プロセス

①投資助言会社における組入推奨銘柄選定プロセスは以下の通りです。



②委託会社は上記の組入推奨銘柄群を基に、最終的に銘柄を決定し投資します。

● ファンドのしくみ

【イメージ図】



● 主な投資制限

- 株式の投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除く)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

● 分配方針

毎決算時(原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 第1期決算日は平成25年2月12日としますが、原則として第4期決算日(平成25年5月10日)より収益分配を行う予定です。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

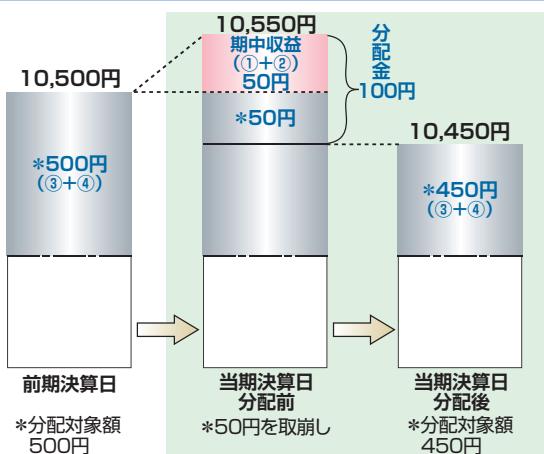
投資信託で分配金が支払われるイメージ



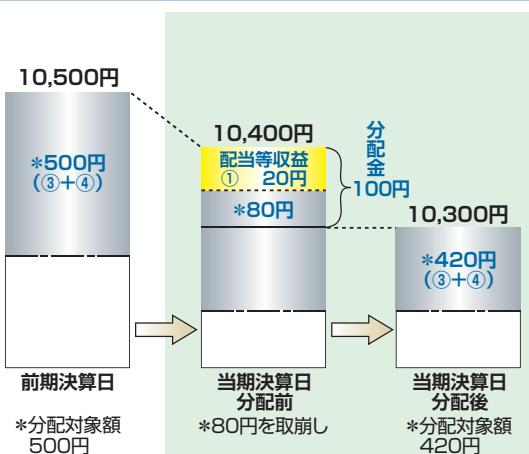
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合

普通分配金

元本戻し金
(特別分配金)

投資者の
購入価額
(当初個別元本)

分配金
支払後
基準価額
個別元本

※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

元本戻し金
(特別分配金)

投資者の
購入価額
(当初個別元本)

分配金
支払後
基準価額
個別元本

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

● 基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢・市況等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。ファンドの資金を、コール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によつては、基準価額が下落することがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

● その他の留意点

ファンドの繰上償還

分配金込み基準価額※（1万口当たり）が一定水準（11,500円）以上となった日の翌営業日から組入株式を売却し、わが国の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替え、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。一定水準（11,500円）とは、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、基準価額および償還価額が11,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が11,500円未満となることがあります。流動性等により、保有銘柄の売却が速やかに行えない場合等があるため、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。また、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には、繰上償還を行いません。

※分配金込み基準価額とは基準価額（1万口当たり）に、設定來の分配金（1万口当たり／税引前）の累計額を加算した額をいいます。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

● リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

ファンドは平成25年1月25日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

● 基準価額の推移・純資産の推移

該当事項はありません。

● 分配の推移

該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

該当事項はありません。

● 年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

◆運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

追加的記載事項

ファンドの投資助言会社のご紹介

株式会社りそな銀行の資産運用部門について

■りそな銀行の受託資産運用

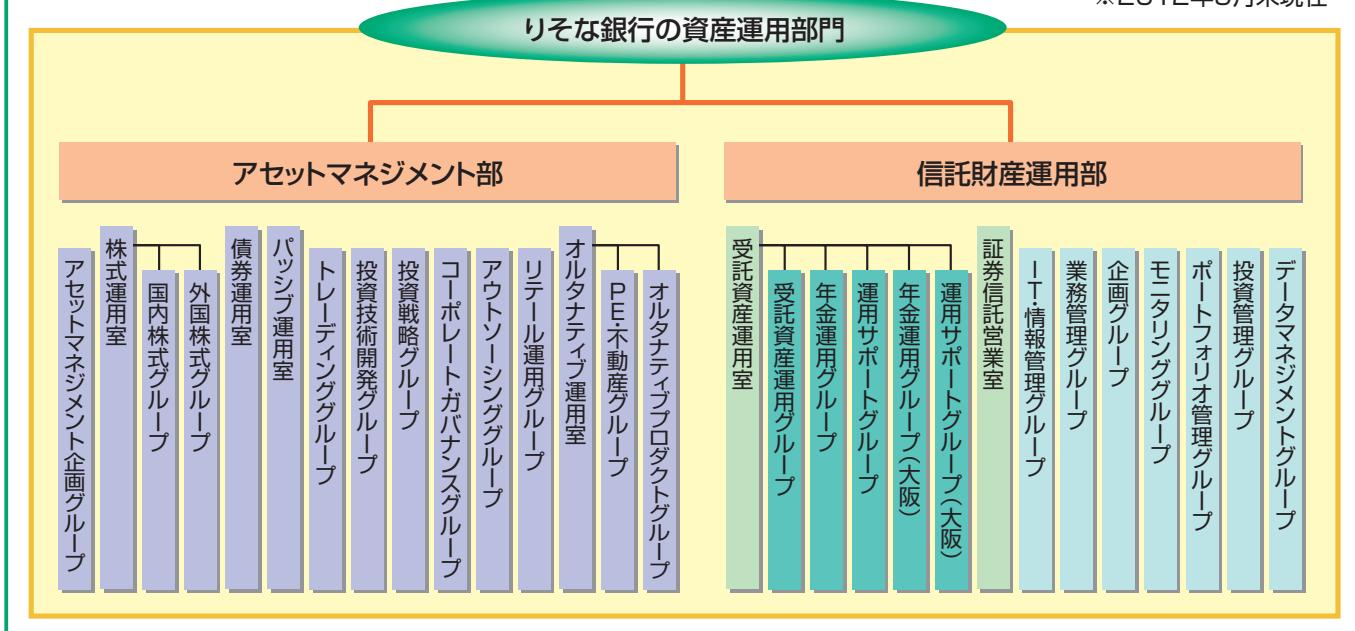
りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持ち、その運用資産残高は13兆9,457億円にものぼります。りそな銀行運用部門の中核的な存在である国内株式運用は、2兆8,173億円の受託資産を運用しています。

■りそな銀行の運用体制

りそな銀行では約190名が運用部門に携わっています。

■りそな銀行の運用組織

※2012年9月末現在



ファンドの運用会社のご紹介

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ(約68兆円、1ユーロ=98.74円で換算。2012年6月末現在)を超える、欧州第2位^{*}、世界ではトップ・テン^{*}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

*インベストメント・ベンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2012年6月版(数値は2011年12月末))

アムンディ・ジャパン株式会社について

- アムンディ・ジャパン株式会社(以下、当社)は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント(株)が合併して2010年7月1日に誕生した運用会社です。
- 当社は、フランス共和国パリに本拠地を置くアムンディ・グループの日本拠点で、グループ中核会社であるアムンディの100%子会社です。アムンディは2009年12月31日に誕生した欧州有数の運用会社で、クレディ・アグリコル、ソシエテ ジェネラル両グループの運用会社を統合して設立されました。
- 当社の2012年10月末現在の運用資産残高は2兆6,552億円^{*}です。

*重複資産(投資顧問契約、投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が含まれています。

手続・手数料等

● お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	当初申込期間：平成25年1月4日から平成25年1月24日までとします。 継続申込期間：平成25年1月25日から平成25年4月30日までとします。 <ul style="list-style-type: none">・平成25年5月1日以降のお申込みは受けません。・継続申込期間において、基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日以降は、購入のお申込みはできません。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成30年1月10日までとします。(設定日：平成25年1月25日)
繰上償還	<ul style="list-style-type: none">・委託会社は、分配金込み基準価額*(1万口当たり)が11,500円以上となった場合には、わが国の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替えを行い、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させます。・投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることになった場合または信託を終了させることができ受益者のために有利であると認めたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。 <p>*分配金込み基準価額とは基準価額(1万口当たり)に、設定來の分配金(1万口当たり/税引前)の累計額を加算した額をいいます。</p>
決算日	年12回決算、原則毎月10日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1期決算日は平成25年2月12日です。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 稅 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%(税抜3.0%)です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た金額とします。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.5225% (税抜1.45%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。		
	[信託報酬の配分] (年率)	委託会社	販売会社
		0.735% (税抜0.70%)	0.735% (税抜0.70%)
	*委託会社の信託報酬から、助言報酬として、年率0.18375% (税抜0.175%)が株式会社りそな銀行に支払われます。		
	[支払方法] 委託会社の定める時期または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。		
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用(年率0.01% (税込)、上限500万円/回 (税込) (本書作成日現在))、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。本書作成日現在、当該諸費用の金額の上限は、固定率にて年0.1% (税込)を投資信託財産の純資産総額に乗じて得た額です。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

◆上記は、平成25年1月1日以降の予定を記載しています。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。